

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 国税の納付義務の承継等</p> <p style="text-align: center;">第 5 条関係 相続による国税の納付義務の承継</p> <p style="text-align: center;"><u>8—2 承継国税額のおん分の割合</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 国税の還付及び還付加算金</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 還付</p> <p style="text-align: center;"><u>13 還付金等の請求権について相続があった場合</u> 還付金等の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;"><u>14 納税地に異動があった場合の引継ぎ</u></p> <p style="text-align: center;"><u>15 (省略)</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 条関係 相続による国税の納付義務の承継</p> <p>相続人が 2 人以上ある場合の承継税額 <u>(承継国税額のおん分の割合)</u></p> <p><u>8—2 この条第 2 項の規定の適用については、遺言による相続分の指定がない限り、民法第900条及び第901条の規定により算出した相続分（以下この条関係において「法定相続分」という。）による。</u></p> <p>(指定相続分と遺留分との関係)</p> <p>10 相続分の指定が、民法の遺留分に関する規定に違反しているものであっても、この条第 2 項の規定の適用については、その指定相続分による。</p>	<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 国税の納付義務の承継等</p> <p style="text-align: center;">第 5 条関係 相続による国税の納付義務の承継</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 国税の還付および還付加算金</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 還付</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">還付金等の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;"><u>13 納税地に異動があつた場合の引継ぎ</u></p> <p style="text-align: center;"><u>14 (同左)</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 条関係 相続による国税の納付義務の承継</p> <p>相続人が 2 人以上ある場合の承継税額 (新設)</p> <p>(指定相続分と遺留分との関係)</p> <p>10 相続分の指定が、民法の遺留分に関する規定に違反しているものであつても、滅殺の請求がない限り、この条第 2 項の規定の適用については、その指定相続分に</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 国税の還付金及び還付加算金</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 還付</p> <p style="text-align: center;">(還付金等の請求権について相続があった場合)</p> <p><u>13 還付金等の請求権について相続による承継があった場合において、民法第900条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該請求権を承継した共同相続人から、当該請求権に係る遺言又は遺産の分割の内容を明らかにして承継の通知があったときは、その承継は第三者に対抗できることに留意する(民法第899条の2第2項)。</u></p> <p>還付金等の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;">(納税地に異動があった場合の引継ぎ)</p> <p><u>14 留保還付金がある場合において、その還付金の基因となる国税の納税地に異動があったときは、異動後の納税地を所轄する税務署長に還付金の引継ぎをするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(充当のための引継ぎ)</p> <p><u>15 還付を受けるべき者につき、他の国税局長又は税務署長が徴収する国税があることが明らかなきときは、その国税局長等に還付金等の引継ぎをするものとする。</u></p>	<p>よる。</p> <p><u>なお、遺留分減殺の請求がある場合であっても、その請求が、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させようとする遺言(平成3・4・19最高判参照)による財産の承継、特定遺贈又は遺言者の財産全部についての包括遺贈などに対してなされたものであって、その請求によって遺留分権利者に帰属する権利が相続財産としての性質を有しないときは(平成8・1・26最高判参照)、この条第2項の規定の適用については、その指定相続分による(平成25・10・18東京地判参照)。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 国税の還付金および還付加算金</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 還付</p> <p>(新設)</p> <p>還付金等の引継ぎ</p> <p style="text-align: center;">(納税地に異動があつた場合の引継ぎ)</p> <p><u>13 留保還付金がある場合において、その還付金の基因となる国税の納税地に異動があつたときは、異動後の納税地を所轄する税務署長に還付金の引継ぎをするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(充当のための引継ぎ)</p> <p><u>14 還付を受けるべき者につき、他の国税局長または税務署長が徴収する国税があることが明らかなきときは、その国税局長等に還付金等の引継ぎをするものとする。</u></p>